

**財団法人 水谷糖質科学振興財団**  
**寄附行為**

**第 1 章 総 則**

(名称)

第 1 条 本財団は、財団法人水谷糖質科学振興財団と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 1 号に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

**第 2 章 目的 及 び 事 業**

(目的)

第 3 条 本財団は、国際的視野のもとに糖質科学の分野において、独創的な基礎研究に対する研究費助成、糖質研究者の国際交流への支援並びに糖質関連学会の開催及び開催機関への援助等を行うことにより糖質科学の振興を図り、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 糖質科学における独創的基礎研究に対する研究費助成
- (2) 糖質研究者の国際交流への支援
- (3) 糖質関連学会の開催又は開催機関への援助
- (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

**第 3 章 財 産 及 び 会 計**

(財産の構成)

第 5 条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種類別)

- 第6条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
  - (2) 設立後、基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決された財産
  - (4) 基本財産とされている株式にもとづく新株の発行により取得した株式
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

- 第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への預け入れ、信託会社への信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。
- 3 本財団が保有する株式については、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次に掲げるものを除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- (1) 配当の受領
  - (2) 株式の分割による新株式の受領
  - (3) 株式割当増資への応募
  - (4) 株主宛配布書類の受領

(基本財産の処分の制限)

- 第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

- 第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届出なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、前年度の予算に準じて予算成立の日まで、収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 本財団の事業報告及びこれに伴う収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、その事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 13 条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 14 条 収支予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 15 条 本財団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 4 章 役員等

(役員)

第 16 条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 9 人以内
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選により定める。

3 理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の

3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

- 4 監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。また、監事には、本財団の理事、理事の親族その他特殊の関係にある者又は職員が含まれてはならない。

#### (役員職務)

第18条 理事長は、本財団を代表し、かつ、この法人の業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、本財団の業務を掌理するとともに、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときはこれを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

#### (役員任期)

第19条 役員任期は、就任後2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (名誉会長)

- 第 22 条 本財団に理事会及び評議員会の承認により名誉会長 1 名を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事長の諮問に対し意見を述べるとともに、その相談に応じるものとする。
- 3 名誉会長については、第 16 条から第 21 条の規定は適用しない。

(顧問)

- 第 23 条 本財団に理事長選任により顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に対し意見を述べるとともに、その相談に応じるものとする。

## 第 5 章 理事会

(構成)

- 第 24 条 本財団に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 25 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第 26 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 18 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 27 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議決事項)

- 第 28 条 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項

- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産の処分又は基本財産への繰入に関する事項
- (4) 借入金（その会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除く）に関する事項
- (5) 担保の提供に関する事項
- (6) 新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (7) 寄附行為の変更に関する事項
- (8) 解散に関する事項
- (9) 残余財産の処分に関する事項
- (10) 規則の制定及び改廃に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、この寄附行為により理事会の議決を要するものと定められた事項
- (12) その他本財団の運営に関する重要事項

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 30 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 31 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第 32 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署

名人2人以上が、署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第34条 本財団に、評議員9人以上12人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
  - 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
  - 4 評議員の選出に当たっては、役員又は評議員のいずれか1人とその親族その他特殊な関係にある者の数が、評議員現在数の3分の1をこえてはならない。また、同一業界の関係者の数は、評議員現在数の2分の1を超えてはならない。
  - 5 評議員には、第19条、第20条並びに第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会及び職務)

- 第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
  - 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
  - 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
  - 5 評議員会には、第30条から第33条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
  - 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第7章 委員等

(設置)

- 第36条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な推進を図るため、必要に応じ委員を置き、又は委員会を設置することができる。
- 2 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更するこ

とができない。

(解散)

第 38 条 本財団は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

第 39 条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又は本財団と類似の公益目的を有する法人に寄附するものとする。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 40 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の理事との兼務はこれを妨げない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第 41 条 (1) 寄附行為

(2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

(3) 財産目録

(4) 資産台帳及び負債台帳

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 理事会及び評議員の議事に関する書類

(7) 官公署往復書類

(8) 収支予算書及び事業計画

(9) 収支計算書及び事業報告書

(10) 貸借対照表

(11) 正味財産増減計算書

(12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第10章 補則

(細則)

- 第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 3 本財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 本財団の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

### 附則

- 1 この寄附行為の変更規定は、主務官庁の認可のあった日（平成11年2月22日）から施行する。

### 附則

- 1 この寄附行為の変更規定は、主務官庁の認可のあった日（平成12年11月1日）から施行する。

### 附則

- 1 この寄附行為の変更規定は、主務官庁の認可のあった日（平成13年7月31日）から施行する。

### 附則

- 1 この寄附行為の変更規定は、主務官庁の認可のあった日（平成17年5月13日）から施行する。